（前のページより続き）

○シリコン含有汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件（同三四）　九
○転炉等の維持管理の技術上の基準及び技術上の基準の一部を改正する件（同三五）
○廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準の一部を改正する件（同三六）
○石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件（同三七）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物の一部を改正する件（同三八）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六条の四第十号、第六条の五第十一号、第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、金属を含む廃棄物に係る再生利用の内容等の基準を定める件の一部を改正する件（同三九）　一〇
○微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件（同四〇）　一二

〔国会事項〕

内閣　外務省　会計検査院

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

官庁事項

事務所の住所変更（海上保安庁）　一三
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一三

〔公　告〕

諸　事　項

**官庁**
適格機関投資家、財団、建設業の許可の取消処分関係

**裁判所**
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

**特殊法人等**
独立行政法人国立印刷局の年度計画（平成二十三年度）の公表関係　一三

**地方公共団体**
教育職員免許状失効関係　一四

**会社その他**
三〇

三一

# 省　令

**○総務省令第三十五号**

国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第八条第一項の規定に基づき、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日　　総務大臣　片山　善博

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令の一部を改正する省令

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和五十九年総理府令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第一号及び第二号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○法務省令第十三号**

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日　　法務大臣　江田　五月

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

**第一条**　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表さいたま地方法務局の部同地方法務局の款志木出張所の項中「富士見市」を削り、同部川越支局の款同支局の項管轄区域欄中「川越市」を「川越市　富士見市」に改める。

別表名古屋法務局の部西尾支局の款同支局の項中「幡豆郡」を削る。

別表広島法務局の部尾道支局の款同支局の項管轄区域欄中「尾道市」を「三原市　尾道市」に改め、同款三原出張所の項を削る。

**第二条**　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2　さいたま地方法務局川越支局管内埼玉県富士見市に属する地域内の登記事務は、さいたま地方法務局志木出張所で取り扱わせる。

第四条第一項中「船橋支局」の下に「、木更津支局」を加え、「及び千葉東出張所」を「、千葉東出張所及び市原出張所」に改める。

第五条第一項中「土浦支局」を「日立支局、土浦支局、鹿嶋支局」に改める。

第十条第一項中「三条支局」の下に「、柏崎支局」を加え、「及び新津支局」を「、新津支局及び村上支局」に改める。

第十三条第一項中「須磨出張所」を「明石支局、須磨出張所」に改める。

第十五条中「甲賀支局」を「彦根支局、長浜支局及び甲賀支局」に改める。